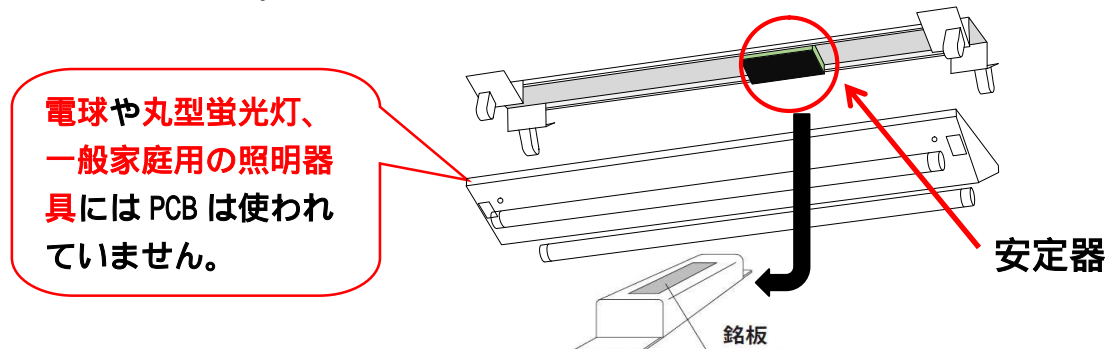


照明器具 安定器の調査方法

昭和 32 年から昭和 47 年にかけて製造された**照明器具の安定器**（照明のちらつきをなくす電気機器）には、**PCB（毒性のある絶縁油）**が含まれている可能性があります。以下の要領に従ってご確認ください。



PCB 使用安定器は、**昭和 52 年（1977 年）3 月以前に建築された**建物の以下の場所に設置された可能性があります。

天井裏や壁際・梁

事務室の天井裏や工場の壁際・梁に PCB 使用安定器が設置されている場合があります。照明設備を更新した施設においても PCB 使用安定器が残置されている可能性があります。

照明器具内

LED ランプに交換している場合においても、器具内に PCB 使用安定器が残置されている場合があります。

エレベータ

エレベータの照明にも PCB 使用安定器が使用されている可能性があります。

敷地内の屋外灯や建物外壁・屋上の照明

敷地内の屋外灯や建物外壁・屋上の照明にも PCB 使用安定器が使用されている可能性があります。

屋外・屋内の倉庫、電気室等の機械室等

過去に回収・保管された PCB 使用安定器は、屋外・屋内の倉庫、電気室等の機械室等、普段邪魔にならない場所に保管されている可能性があります。

無人の施設の照明等

利用されていない事業所、工場施設等に保管・使用されている可能性があります。

調査にあたっての注意事項

使用中の照明設備は感電のおそれがありますので、調査はなるべく**電気事業者や専門の調査会社等**（建物の維持管理を委託している場合は**メンテナンス会社**）にご相談ください。

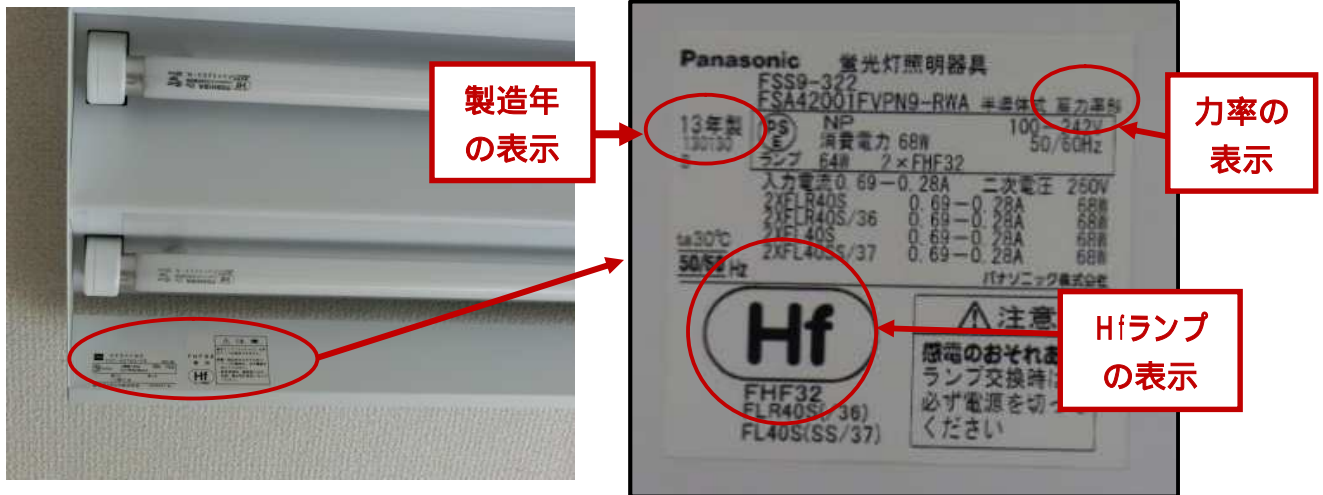
建物の竣工図書、過去に実施した調査の記録等がある場合には、それをもとに PCB 使用安定器の有無を判断してください。
但し、過去に**サンプル調査を行った事業者**は、調査漏れがあった事例もあることから、今一度ご確認ください。

はしごや脚立等を使用して照明器具の調査をする際は、**転倒や転落のおそれがあります**ので、安全に十分留意して調査してください。

調査方法

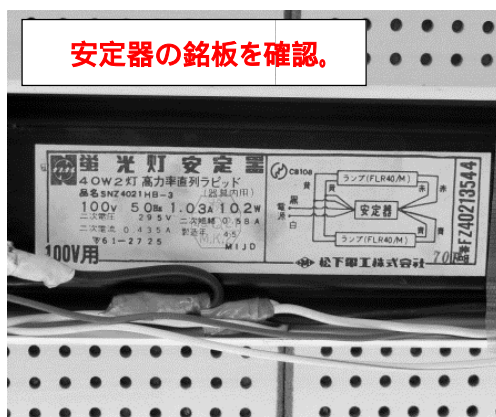
1) 照明器具のラベル調査

照明器具のラベル記載内容を確認し、メーカー・種類・力率・製造年月等から PCB 使用安定器の有無を判別してください。(判別方法は別紙2 - 参照)



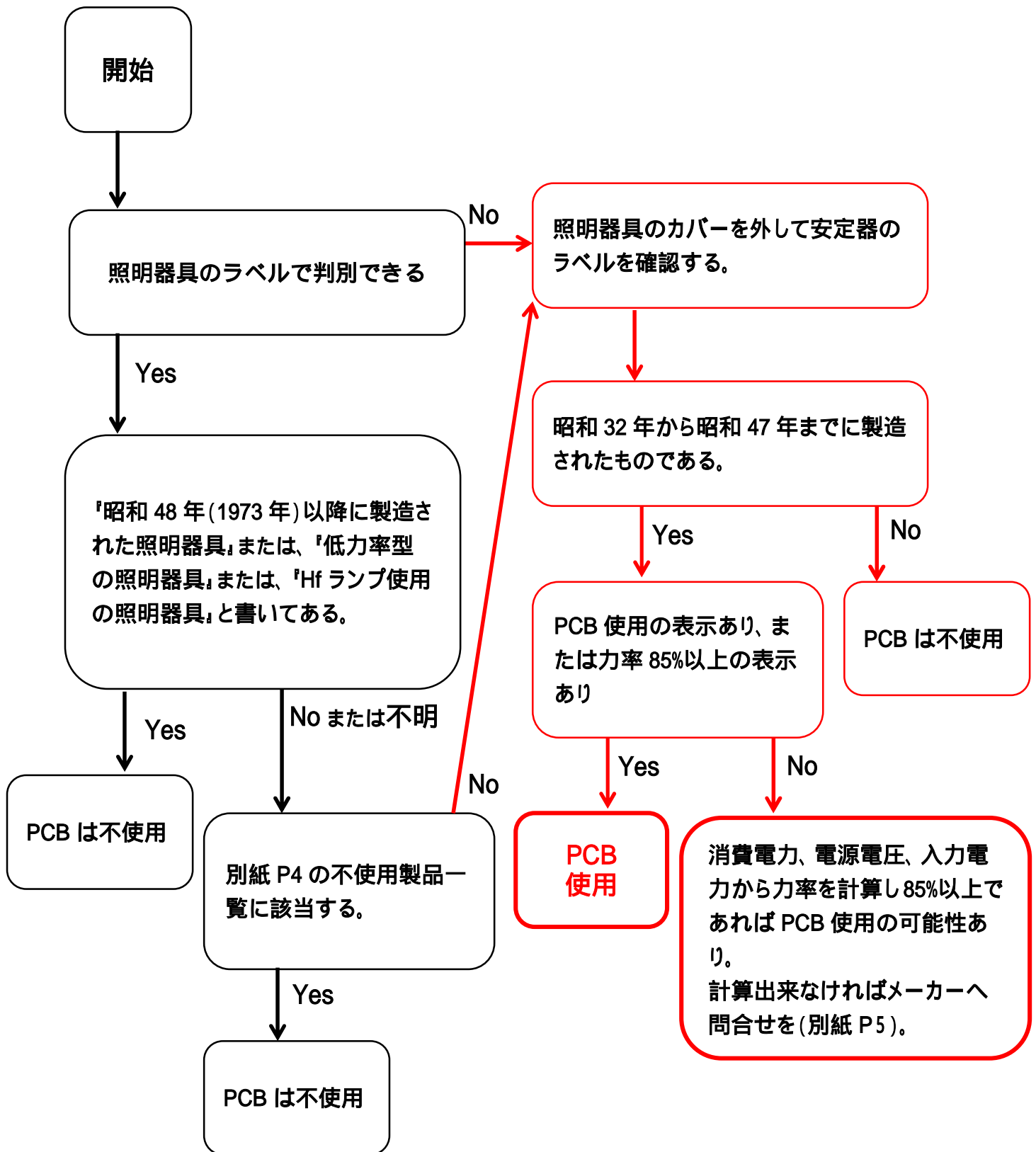
2) 安定器の銘板調査

照明器具のラベルによる判別が困難な場合には、照明器具カバー、反射板等を取外し、安定器の銘板記載内容を確認し、メーカー・種類・力率・製造年月等から PCB 使用安定器の有無を判別してください。(判別方法は別紙2 - 参照)



銘板の写真をとる。
昭和32年～昭和47年8月に製造された高力率の安定器には PCB が含まれている可能性があります。メーカーへ問合せを(最終ページ参照)。

照明器具の PCB 使用・不使用の判別手順



蛍光灯器具のラベルから PCB 使用・不使用を判別する方法

メーカーによっては、照明器具のラベル内容で PCB が使用されていない蛍光灯器具が判別できます。照明器具の安定器を確認する必要はありません。

PCB 不使用の蛍光灯器具一覧

(2017 年 4 月現在)

	会社名	PCB 不使用器具の判別方法
1	岩崎電気(株)	・製造年が昭和 47 年 9 月以降の器具 ・内蔵安定器を示す形式に「GL」、「GH」を含む器具、及び「PF」から始まる形式の器具
2	NEC ライティング(株) 【旧: 新日本電気】	・製造年が昭和 47 年 9 月以降の器具 ・社名が「NEC ホームエレクトロニクス」、「日本電気ホームエレクトロニクス」、「日本電気シルバニア」又は「NEC ライティング株式会社」の器具 ・型番末尾が「A、B、C 又は D」(グロー低力率型)、及び「AE、BE、CE 又は DE」(ラピッド省電力型)の器具
3	オーデリック(株) 【旧: オーヤマ照明/旧: 大山電機工業】	・製造年が昭和 47 年 9 月以降の器具 ・社名が「オーヤマ照明」又は「オーデリック」の器具 ・型番の最初が「F」の器具
4	コイズミ照明(株)【旧: 小泉産業(株)】	・PCB 使用器具の販売はなし
5	星和電機(株)	・製造年が昭和 47 年 9 月以降の器具 ・低力率タイプの器具
6	大光電機(株)	・製造年月が昭和 47 年 9 月以降の器具 ・低力率タイプの器具 ・型番が D から始まるアルファベット 3 桁の器具 例)「DCL」「DBF」等
7	東芝ライテック(株) 【旧: 東京芝浦電気、旧: 和光電気】	・社名が「東芝電材株式会社」又は「東芝ライテック株式会社」の器具 ・形名に「GL」又は「RL」が付いている器具 ・形名の数字表記部分が 5 桁の器具
8	日立アプライアンス(株) 【旧: 日立照明/日立製作所の銘板もあります】	・社名が「日立アプライアンス」、「日立ライティング」又は「日立照明」の器具 ・製造年月が昭和 48 年以降の器具及び製造年が記載されていない器具 ・低力率タイプの器具 ・内蔵安定器を示す形式が「F」、「LF」、「LH」、「LHC」、「LS」、「LSC」、「RF」、「RH」、「RS」、「RSC」以外の器具
9	パナソニック(株) 【旧: 松下電器産業、旧: 松下電工】	・社名が「パナソニック電工」又は「パナソニック」の器具
10	パナソニック(株)【旧: 三洋電機】	・器具での判別は HP 参照
11	三菱電機照明(株) 【旧: 三菱電機】	・社名が「三菱電機照明」の器具 ・器具型番末尾が「E」又は「EF」の器具 ・低力率タイプの器具 ・円形蛍光灯の器具
12	山田照明(株)	・40W1 灯用 100V/0.5A 以上、200V/0.25A 以上、40W2 灯用 100V/1A 以上、200V/0.5A 以上)の低力率器具

詳細は、各メーカーに問い合わせるか、日本照明工業会 HP を参照ください。

<http://www.jlma.or.jp/kankyo/pcb/index.htm>

照明器具内の安定器のからPCB使用・不使用を判別する方法

調査対象となる照明器具安定器

昭和32年から昭和47年8月までに製造された**業務用蛍光灯**、**水銀灯**(道路や工場で使用される光量が多い白色灯)、**低圧ナトリウム灯**(トンネル等に設置されているオレンジ灯)が調査対象です。**電球や一般家庭用蛍光灯は対象外です!!**

PCB使用安定器かどうか？

まず、安定器の**ラベル内容**(メーカー・種類・力率・製造年月日)を確認してください。それに基づき、照明工業会HP(<http://www.jlma.or.jp/kankyo/pcb/index.htm>)で確認をするか、下記の「**安定器メーカー問合せ先リスト**」のメーカーへ問い合わせてください。

昭和47年9月でPCB使用安定器は製造を中止しましたが、製造中止後1~2年の間は判別のために、「NO PCB」や「PCBは使用していません」という記載が表示されている場合もあります。

安定器メーカー問合せ先リスト

(日本照明工業会HPより作成) 2018年8月現在

	会社名	問合せ先	電話番号
1	岩崎電気(株)	CSセンター	048-554-1124
2	株梅電社(スター)	大阪	06-6333-0004
		東京	03-3944-1651
3	NECライティング(株)【日：新日本電気】	お客様相談室	0120-52-3205
4	オートリック(株)【日：オーヤマ照明 / 旧：大山電機工業】	カスタマーサービス	03-3332-1123
5	株共進電機製作所		06-6309-2151
6	コイズミ照明(株)	品質保証部	06-6975-7165
7	星和電機(株)	品質保証部	0774-55-9318
8	大光電機(株)	品質保証部CSセンター	072-962-8437
9	ダイハツ電設機器(株)ヘルムス機器工場【日：ヘルムス電機】	四変テック(株)電子機器事業部 営業部 / 品質管理部	0877-33-2323
	(ヘルムス電機、ダイハツヘルムス事業部が製造した安定器とオプトランスに関するのみ対応)		
10	東芝ライテック(株)【日：東京芝浦電気、旧：和光電気】	東芝ライテック照明ご相談センター	0120-66-1048
11	株GSユアサ【日：日本電池】	お客様相談室	0120-43-1211
12	株光電器製作所		06-6962-2681
13	日立アプライアンス(株)	照明サービスセンター	0120-335-762
	【日：日立照明 / 日立製作所の銘板もあります】		
14	藤井電機工業(株)	技術部(PCB問合せ先)	050-3802-3026
		営業担当	072-227-8125
15	扶桑電機工業(株)	照明部	03-3474-1200
16	パナソニック(株)【日：松下電器産業、旧：松下電工】	パナソニック(株)お客様相談センター	0120-878-709
	パナソニック(株)【日：三洋電機】		
17	三菱電機照明(株)【日：三菱電機】	品質保証部サービス課	0467-41-2773
18	山田照明(株)	カスタマーセンター	03-3253-4810
19	株リード		048-529-2731

上記内容は連絡なしに変更になる場合があります、その場合はご容赦ください。

高濃度PCB廃棄物の処分手続きフロー

平成30年4月作成

- ・ 沖縄地域の高濃度PCB廃棄物の処分先は、福岡県にあるJESCO（中間貯蔵・環境安全事業株式会社）北九州となっています。
- ・ PCB特別措置法で定められた高濃度PCB廃棄物の処分期間は、安定器・汚染物等：平成33年（2021年）3月31日までです。高濃度PCB廃棄物の保管者は、速やかに、JESCO及び収集運搬業者とやりとりを行い、早期処分を行う必要があります。
- ・ 高濃度PCB廃棄物の変圧器・コンデンサー等の処分は、平成30年（2018年）3月31日で終了しました。



那覇市環境部イメージキャラクター
ナハソウファミリーのナハヨちゃん

処分手続き		お問い合わせ先		
		処分について	収集運搬について	PCB特別措置法について
手続き（ToDo）	詳細	JESCO	PCB収集運搬業者（別紙参照）	
日数目安 約5ヵ月 ↑ ↓	登録申請 *使用中でも登録可能	・ 搬入荷姿登録（安定器、小型電気機器、感圧複写紙、ウエス、汚染物等）	「沖縄担当」：岩下 TEL：093-522-8588	
	軽減申請 （対象となられる方のみ）	・ 中小企業者等軽減制度申請	「中小企業者等軽減制度」窓口 Tel：0120-808-534	
	処分契約	・ 処分委託契約	「処理時期・契約関係」窓口 担当：岩下 TEL: 093-522-8588	
	処分終了届出の提出	・ JESCOとの処分委託契約締結後、20日以内に、様式第四号届出を那覇市に提出		那覇市 廃棄物対策課 Tel: 098-951-3231
	JESCOへのお支払	・ JESCOへの処理料金ご入金 ・ 搬入予定日調整	「処理時期・契約関係」窓口 担当：岩下 TEL：093-522-8588	
	収集運搬契約	・ 収集運搬料金見積り取り		別紙参照
		・ 収集運搬委託契約		
	搬出	・ 収集運搬業者による運搬		
	処分	ここまでの手続きを2021年3月31日までに、行わなければならない。	「処理時期・契約関係」窓口 Tel: 093-522-8588	
	収集運搬業者へのお支払	・ マニフェストの受取 ・ 収集運搬業者へのご入金		別紙参照
保管及び処分状況等届出の提出	翌年度の6月30日までに、様式第一号（一）とマニフェストE票の写しを那覇市に提出		那覇市 廃棄物対策課 Tel: 098-951-3231	